

# 新潟市 秋葉区 農業委員会だより

第 52 号

令和 3 年 6 月 1 日

編 集 ・ 発 行

新潟市秋葉区農業委員会  
電話(0250)25-5525



桜の花（撮影場所 能代川分流記念公園）

## 内 容

秋葉区内の農地移動の概要

三月に開催された農業委員会定期総会で令和二年度の事業報告が承認されました。

この中から、秋葉区内の農地移動の概要等について、その一部を掲載します。

\*

新潟市に意見を提出

新潟市六農業委員会は、二月新潟市長へ「令和三年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見」を提出し、農林水産部長を交えて、農業施策などについて意見交換を行いましたので内容を紹介します。

\*

委員のリレートーク

今回は、早川農業委員と原田農地利用最適化推進委員が委員活動を通じ普段感じていることをお話しします。

## 秋葉区内の農地移動等の概要

### ○農地の移動

＜農地法による移動＞

(令和2年1月～令和2年12月)

区 分		件 数	面 積(a)
法第3条許可	所 有 権	—	—
	賃 貸 借	—	—
	使 用 賃 借	—	—
	小 計	—	—
転 用	法第4条許可	2	1
	法第4条届出	3	9
	法第5条許可	25	158
	法第5条届出	48	161
	許可届出以外	0	0
	小 計	78	329
法第18条賃貸借解除		132	4,561
合 計		210	4,890

\*参考 法第3条市長許可分

区 分		件 数	面 積(a)
法第3条	所 有 権	25	384
	賃 貸 借	—	—
	使 用 賃 借	9	1,528



＜農業経営基盤強化促進法による農地流動化実績＞

(令和2年1月～令和2年12月)

権利の種類		田 (㎡)	畑 (㎡)	計	
				件 数	面 積(㎡)
賃貸借契約	契約期間3年	296,068	12,905	79	308,973
	契約期間6年	353,762	28,642	75	382,404
	契約期間10年	858,775	58,238	147	917,013
	小 計	1,508,605	99,785	301	1,608,390
所有権移転		76,723	3,052	23	79,775

\*農地中間管理機構が借受けた件数、面積及び貸付けた件数・面積は除く

### ○農地の集積率

＜認定農業者の農地集積率＞

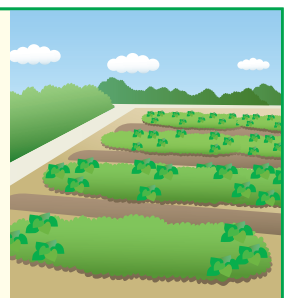
(暦年、面積単位：ha、集積率単位：%)

年	認定農業者数	認定農業者対象農地面積(A)	秋葉区農委区域内農地面積(B)	認定農業者農地集積率(C = A / B × 100)
令和元	505	2,697.7	3,490	77.30
令和2	459	2,624.0	3,490	75.19

\*秋葉区農委区域内農地面積は2015農林業センサス

## 7～10月は農地パトロール月間です(重点事項は4点)

- ① 遊休農地の実態把握と是正指導
- ② 農地の違反転用の早期発見と是正指導
- ③ 相続税・贈与税の特例適用農地の営農状況等の調査・確認
- ④ 農地への不法投棄の早期発見と是正指導



## 新潟市長に意見書を提出

令和三年二月二日、新潟市六農業委員会は、農業委員会等に関する法律第三十八条第一項の規定に基づき、新潟市長へ「令和三年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見」を提出しました。意見提出後には、農林水産部長を交えて農業施策等についての意見交換が行われました。

主な内容は次の通りで、秋葉区農業委員会は、一の担い手への農地利用の集積・集約化について提案しました。意見の全文は、市ホームページをご覧ください。

- 一 担い手への農地利用の集積・集約化に関する事
- 二 農用地区域内における農業用施設建設のための用途変更基準の緩和について
- 三 遊休農地の発生防止・解消に関する事
- 四 遊休農地の発生防止・解消について
- 五 新規参入の促進に関する事
- 六 担い手の育成・確保に新たな視点に立った農業施策の実施について
- 七 その他
- 八 もみ殻処理への対応について
- 九 生産者を側面から支える消費・販路拡大の取り組みについて
- 十 新潟市農業振興地域整備計画への地域農家の意見・要望の反映について



虎澤会長  
(中央)

本間会長  
(西区)

首藤会長  
(北区)

中原市長

小倉会長  
(秋葉区)

間宮会長  
(西蒲区)

原会長  
(南区)

## 農業者年金の「現況届」はお忘れなく

○農業者年金すべての対象者は、農業委員会事務局に「現況届」を提出してください。

（現況届は、5月末までに農業者年金基金から郵送されています。）

## 農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について

農地法の規定により毎年市内全域の農地を対象として、利用調査を実施しています。遊休農地を確認した場合は、その土地の所有者や耕作者に対して、農地の適正管理をするよう指導を行います。令和3年度の利用状況調査を、下記のとおり行います。

- 1 調査対象：秋葉区管内
- 2 調査期間：令和3年6月から11月まで
- 3 調査方法：農業委員・推進委員等が農地を見回り調査を実施します。

農地へ立ち入ることや、お話を伺うこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

# 委員のリレートーク



農業委員  
早川 秀則

今年の大雪で、春作業がおそくなるのではと心配していましたが、思いのほか雪解けも早く、一足飛びに春が来て、桜の花も例年より早く咲き、春作業も順調に進み安堵しています。

しかし、昨年続き新型コロナウイルスの感染が、なかなか収まらず、感染の広がりが懸念される中で、農業関係の、会議や集会にも支障が出ているところです。

そんな中、私も農業委員に任命されてから、二年がたち、一期三年の最終年に入りました。

農業委員に任命された初めころは戸惑うことも多々ありましたが、総会や、農地パトロール、農地部会



の会議など、回数を重ねるごとに、農業委員の仕事の内容を理解できるようになりました。

最近では、地域の人から田畑のことと、「貸したい」「売りたい」などと相談されることが増えてきました。これも、昨今の後継者問題が関係しているものと考えられますが、現実にはすぐに解決出来ることではなく、農業委員としても難しい問題です。

来年度より、新潟市の農業委員会は六つある農業委員会が一つに統合され、農業委員の数が少なくなると聞いているので、農業委員と推進委員が協力して解決に努めなければならぬと感じています。

私も残り一年の任期を地域のために、一つでも多くの事案に向き合い貢献したいと思っています。



農地利用  
最適化推進委員  
原田 博夫

農業委員会だよりが皆様が届くころには、田植えが終わり一面緑の景色がきれいな季節を迎えています。一段と猛威を振るう新型コロナウイルスの影響により緊急事態宣言や各県・市町村独自の規制で人と接する機会が少なくなりいろいろな情報が得られなくなってきました。

推進委員の委嘱を受けてから三年目になり、微力ながら活動をさせて頂き、担当地区の農地パトロール(農地利用状況調査)を二年させて頂きましたが無断転用や遊休農地・荒廃農地は現時点では見受けられません

が、これから五年後の農地が今迄通りに適正に耕作されているか疑問がよぎりました。  
認定農業者または担い手に任せるなどの声はよく聞きますが、現在耕作している農業者の高齢化・担い手の少数化は現実的に最終段階まで来

ているのではないかと感じます。「今

耕作されている農地を、使えるうちに、耕作できる人に任せる」この取り組みを最速で行うことが大切なのではないかと感じています。

推進委員の活動の中で、農地利用の最適化を推進するとあります。各地域等の現状や農地所有者・耕作者の意向把握については、アンケート調査等いろいろな手法で行ってはいませんが、一人一人の声を聴いて農家組合や担い手候補参加の話し合いが不可欠であり、行政や農業関係機関と連携を密にしておくことが必要です。ただ、現在のコロナ過の中では膝を交えた意見交換などできない状況にあります。農地利用の集積・集約化のための出し手、受け手へのアプローチの仕方もこの状況下の中で出来ること(ネット上での推進など)を見出していくことが早急に必要なのではないでしょうか。  
来年度から新潟市の農業委員会が統合され各区の農地利用最適化推進委員の活動が大事になってきますが、今できることを地域のために貢献したいと思っておりますのでご協力お願いします。